

第1章

プランの基本的な考え方

- 1 プランの目的
- 2 プランの性格
- 3 プランの基本理念
- 4 プランの期間

1 プランの目的

三島市では、平成 8(1996)年に県内の市町村に先駆け、女性施策の基本的な指針となる「三島市女性行動計画」(みしまアクションプラン)を策定し、女性問題の解決や女性の社会参画促進を図りました。その後、平成 11 年に「男女共同参画社会基本法²¹」が成立し、国が男女共同参画を 21 世紀の最重要課題の一つと位置付けたことから、平成 14 年に「三島市男女共同参画プラン」(みしまアクションプラン・パート 2)と名称を一新し、男女が互いの人権を尊重し責任を分かち合うなかで、性別にとらわれず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指した計画に改定し、各種施策を推進してきたところです。

近年、少子高齢化の進展、家族形態・雇用形態の多様化、経済・社会のグローバル化など、日本社会全体が大きな転換期を迎えている中で、男女共同参画行政においても新しい時代にふさわしい新たな施策の展開が求められています。

例えば、個人の価値観や生き方の多様化に応じ、新しい経済・社会システムにも柔軟に対応できる「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)³⁷の実現」も新たな施策の一つであり、国は男女共同参画社会の実現のための重要な課題として、様々な取り組みを推進しています。

そこで、三島市男女共同参画プラン(みしまアクションプラン・パート 2)の成果や課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応する取り組みを盛り込んだ新たな指針として、三島市男女共同参画プラン(みしまアクションプラン・パート 3)を策定するものです。

2 プランの性格

このプランは、「男女共同参画社会基本法」第 14 条第 3 項の規定に基づく法定計画として、男女共同参画社会の形成を促進するための施策を、総合的かつ計画的に推進するために市町村が策定する計画です。

したがって、「男女共同参画社会」の実現に向けて、市の考え方や施策の方向性を明らかにした基本計画としての性格を有し、国の「男女共同参画基本計画」、静岡県「静岡県男女共同参画基本計画」との整合を図り、「三島市総合計画」をはじめ、「三島市次世代育成計画

²¹男女共同参画社会基本法:男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして社会のあらゆる分野の取り組みを総合的かつ計画的に推進するために、平成 11(1999)年 6 月に公布・施行された法律のこと。5 つの基本理念と国・地方公共団体・国民の責務等について規定している。

³⁷ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和):仕事と生活の時間をバランスよく配分し、仕事上の責任を果たしつつも仕事以外の生活(家庭だけでなく、地域活動や個人の趣味なども含まれる)でやりたいことを実現させる、そのようなライフスタイルを築こうという考え方。

(エンゼルスマイルみしま)」、「三島市高齢者保健福祉計画」、「三島市介護保険事業計画」、「三島市障害者計画(みしまハートプラン)」、「三島市障害福祉計画」、「三島市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、「健康みしま21」等、分野別計画を踏まえて策定されています。

3 プランの基本理念

このプランは、「男女共同参画社会基本法」に定める、男女共同参画社会の形成についての5つの基本理念に基づき、4つの基本目標を設け、方針を定めて推進します。

(1) 基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

(「男女共同参画社会基本法」の第3条から第7条までに規定)

(2) 基本目標

基本目標Ⅰ あらゆる分野への男女共同参画の促進

多様な人材の活用により、新たな視点や発想を取り入れ、職場や地域社会を活性化することに努めます。そのため、政策・方針決定の場への女性の参画促進や特定の性に偏って担われている活動などへの多様な人の参画を促進します。また、国際交流事業や在住外国籍市民との交流を通して、異なる文化や価値観の理解など多様性を認める意識を醸成し、市民と在住外国籍市民とが協働して地域社会づくりに参画できるよう努めます。

基本目標Ⅱ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画についてあらゆる人が共感できるように、学校・家庭・地域等で身近な情報発信による意識啓発を進めます。また、女性に対する暴力防止のため、人権尊重を基盤とした啓発活動を行うとともに、関係機関との連携により被害者に対する相談・支援体制を強化します。

基本目標Ⅲ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境づくり

働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる環境づくりにより、多様な人材が社会参画することを促し、社会の変化に迅速に対応できる競争力や創造性の溢れた活力ある社会をつくります。そのため、職場における男女平等の実現や仕事と家庭の両立支援を促進します。また、男女が共に仕事上の責任を果たしながら、家庭や地域生活においても人生の段階に応じて多様な生き方が選択・実現できるよう、育児・介護サービス等の充実に努めます。

基本目標Ⅳ 生涯を通じた健康で安定した生活の確保

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生活していくため、心身の健康増進に必要な知識や情報、機会の提供に努め、人生の段階に応じた健康の保持増進を支援します。また、様々な困難を抱える人々が地域で自立し安心して生活できるよう、支援施策の充実に努めます。

4 プランの期間

このプランは、第4次三島市総合計画の計画年度と整合性を図り、平成23(2011)年度から平成32(2020)年度までの10年間を推進期間とします。

今後、社会情勢の変化などに対応しながら必要に応じて、見直しを行うこととします。